

## 信州臨床動作法研究会会員規約

### 【名称及び事務局】

第1条 本会は、信州臨床動作法研究会と称する。

第2条 本会事務局は、理事会で定められた場所に置く。

### 【目的および事業】

第3条 本会は、長野県における臨床動作学の理論と技法の普及及び、実践的な研究を行うことを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 会員の実践・研究促進のための研修会・研究会の開催
- 2 研究報告・会報の刊行
- 3 各種団体から依頼を受けた臨床動作法普及事業への協力
- 4 その他、本会の目的を達成するために必要な事業

### 【会 員】

第5条 臨床動作法の理論・実践研究に興味があり、教育・療育・医療・保健・福祉・心理臨床等に関わっている者、及び係わりとうとする者で本会の目的に賛同し、理事会の承認を受けた者とする。但し、会員になろうとする者は、入会手続きをしなければならない。

第6条 本会の会員は次の通りとする

- (1) 会員 (2) 学生会員 (3) 賛助会員

※賛助会員は本会の事業に継続的に財政的援助を寄せた個人、団体及び法人

第7条 会員は、年会費を納めなければならない。

第8条 会員は別に定める倫理規定に従わなければならない。

### 【組 織】

第9条 本会の事業を運営するために次の役員をおく。

- 1 会長1名
- 2 副会長1名
- 3 理事若干名（会長・副会長を含む）
- 4 会計2名（1名が会計主任となる）
- 5 監査2名

第10条 役員は会員の互選によって選出する。役員の任期は1年とする。ただし、再選はさまたげない。

- 1 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長は会長を補佐する。
- 3 理事は本会の事業計画を立案する。
- 4 理事のうち1名は事務局長を兼任し、本会の事務にあたる。  
会計は本研究会の財務にあたる。
- 5 監査は財務の監査にあたる。

第11条 本会は必要に応じて顧問をおくことができる。

顧問は本会の運営に対して適時指導助言にあたる。

第12条 本会は事務・連絡のために事務局に若干名の事務局員をおく。事務局員は事務局長が推薦し、会長が囑託する。

### 【会 議】

第13条 本会の会議は総会、及び理事会とする。

- 1 総会は年1会行う。  
総会は会員の3分の2の出席をもって成立し、総会での議決は出席者の過半数をもって決定する。
- 2 理事会は会長が適時開催する。  
理事会は本会の事業計画を立案し、総会での議決にしたがって本会の事業を推進する。

### 【会 計】

第14条 本会の経費は、次によりあてる。

- 1 入会金
- 2 年会費
- 3 寄付金その他

入会金・年会費については、理事会において定める。

第15条 会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

### 【付 則】

第1条 本規約の改正は総会にて行う。

第2条 本規約は平成26年7月7日より施行する。

第3条 本会の会則の施行に関しては理事会において細則を設けることができる。

第4条 本会の所在地を理事のうち、会計主任者宅に置く。

以上